

別冊3 インタビュー実施結果まとめ（モンゴル政府機関、弁護士）

別冊3 インタビュー実施結果まとめ（モンゴル政府機関、弁護士）

目次

Amarmurun（法務内務省法務政策部、専門家）	1
Bilguun（裁判所評議会事務局長）	3
Muhit（憲法裁判所研究センター長）	4
Jolbars（モンゴル法曹協会事務局長）	6
Jadamba（ウランバートル市弁護士会会長）	8
Soyombo Legal Partners 法律事務所 Altansukh（弁護士）	11
Snowhill 法律事務所 Bilegsaihan（パートナー、弁護士）	13

法務内務省

インタビュー

Amarmurun（法務内務省法務政策部、専門家）	2022.1.28（金）10:30-11:00
---------------------------	-------------------------

1 ADR の施策

法務内務省として調停法と仲裁法の改正の検討をしている情報がある。改正といっても審議会も未成立です。調停法ではどのような改正があるかという点、現状では、裁判での調停における和解契約書を裁判官の命令で確認し強制執行できる。裁判外調停人の和解契約を確認できないので、積極的に裁判外調停人の和解契約を執行できるような方策を取るために調査を行っている。

仲裁法については、特別法で紛争解決を特別に定める規定があるが、そのうち仲裁でも解決できるものについては、訴訟でも解決できるという点で仲裁の利用が少ない。仲裁で利用できるような改正の必要があると考えていて調査を進めています。

2 執行

執行制度については、法務内務省の審議会が設立され、第1回の改正案が作られています。モンゴルの現状では、判決を出すまで長期間かかります。長時間かかって判決が出て、執行するのに長時間かかる現状があります。旧執行法には、執行機関の職員がある判決の執行に関して成功したら報酬をもらっていた。改正法により報酬を廃止した。理由は、執行機関の職員が国家公務員であるのに報酬をもらうのは妥当でないとの考えでした。しかし、それによりモチベーションがなくなるなどして執行率が悪くなったとの検証結果があるとのことでした。弁護士からも同様の指摘がありました。積極的に執行に関わらないという状況を改善するために、報酬制度を定めるほうがよいという指摘もあります。この点について法務内務省で検討中です。現在そのような情報を知っています。

3 その他の問題点

法務内務省としては大きな政策として注目しているのは、たくさんあります。2021年の報告を見れば、今後4年以内に50ほどの法律リストがあります。特にその中で注目しているのは、政府と法務大臣から指摘されているのは私法改革を行いたいというものです。2002年に民法が制定されてから、大きな改正ができていない。民法とそれに伴う特別法の改正が必要との認識です。

民法の改正内容としては、岡先生もご存知のとおり、特別な商法典が必要か、それとも民法内に入れていくかという議論があります。法務内務省としては商法典制定の方向で審議会も設立されて議論しています。ただ、特別に商法典が必要か、民法改正かというところで確実な結論ができていないので、そのあたりで進行が遅れている状況にあります。商法典を制定するならば、民法以外に土地法、民事訴訟法その他の改正も必須ですので、商法典を制定する結論ができれば、より、法改正の内容が具体的になってきます。

商法については、我々としては、最後の1、2年でビジネス関係者からの調査も行っており、ここでは商法典制定・民法改正について注意すべき点があるとして、事業者としては、民事訴訟法

の改正を訴えています。訴訟法をビジネスに適した法律に改正したいという希望が高かったという希望があります。

民事訴訟法についての問題は、法務内務省からは裁判官等に対して調査している。非常に注目している問題点は、すべての事件について第三審まで審理する必要がない。すべての事件を第三審までいかななくてもいい。どのような事件を最高裁まで上告できるかの制限を設けるべきである点に注目すべきという考えがあります。次に、第一審の法廷が延期して長時間かかっている現状があります。今後は訴訟の延期についての供託金・保証金を支払って延期申請ができるようにすべきという話があります。

以上

裁判所評議会（最高裁判所）

インタビュー

Bilguun（裁判所評議会事務局長）	2022.1.28（金）9:00-9:30
---------------------	-----------------------

1 調停法の実施上の問題とは何か？

調停法は初めての制度であり、最高裁や裁判所評議会からは実施をきちんとできるように努めていた。調停委員会から意見が出ている。調停法以外の内容は規則で規定している。法律で定めるべきものを規則で規定している点が問題あると考えられている。法務内務省では調停法改正の審議会を作る話が出ている。今年春までには作られて、調停法が改正される状態。

2 強制執行についての意見

- (1) 執行制度は多くの問題がある。たとえば執行制度について刑事、民事、行政と分かれていて、刑事事件は法律どおり執行できている。民事事件、行政事件の執行はたいへんな状況。民事判決の強制執行については、被告の財産を隠蔽する、異議を行うなど、執行の進み方が悪い。法務内務省の報告では90%がうまくいっていない。行政事件の執行については、法務内務省の所属機関である判決執行庁が執行を行う。被告が行政機関であるのに、強制執行として行政機関が行う形ですので、執行機関が自分の政府などである。非常に難しい。事実上困難な制度。
- (2) 今後の改正について、2021年の司法分野改革シンポジウムで、法務内務大臣が執行制度、執行法改正を行うと明言した。今年春から改正の動きが出てくると思われます。

3 2019年頃の最高裁判事以下、裁判官の大量職務停止の影響

2019年に大統領から17人の裁判官の権限を中止した。17人の裁判官に訴訟を起こして、大統領から一時的に裁判官の職務を停止した。その状況が続き、現在も3人は有罪として解雇された。そのほかの裁判官は裁判官を続けているが、損害賠償等の手続が残っている。これにより最高裁民事部の裁判官が不足し、事件が解決できなくなり、昨年から1年半積み残した事件を解決する手続をしていて、現在も処理が続いている。最高裁のほかの部の裁判官を民事部に追加して事件処理を進めるよう続けています。

4 岡先生の作られた調停法は、モンゴルでうまく実施されて定着しています。今後ますます発展すると見込まれます。このように、モンゴル国民のためになる制度構築の支援をされた岡先生に、裁判所の全員が感謝しております。いつもモンゴルのことを注意してくださり、裁判所を代表して、心からお礼を申し上げます。

以上

憲法裁判所

インタビュー

Muhit（憲法裁判所研究センター長）	2022.1.31（月）12:00-12:30
---------------------	-------------------------

1 憲法上の争点

現時点ではすでに報道機関等で公開されている情報ですのでお話しできると思います。2019年に憲法改正がありました。その改正に関連して憲法訴訟が生じています。

「憲法改正に関する法律」が制定されて改正されたが、その法律は、憲法と同様に扱われるとされています。しかし、この法律にかかわる紛争が生じています。この問題については、モンゴルの法律家・学者の意見が二分しています。

この事件の争点は、この憲法改正に関する法律が憲法裁判所の審査対象かどうか。1999年に改正があり、審査対象になった事例がある。しかし、当時の憲法改正は手続違反ということで審査対象になっていた。今回は、憲法改正内容が合憲かどうか、改正内容を審査できるかどうか問題になっている。この点、憲法裁判所内では判断がなされていない状況です。

2 次の事件としては、刑事訴訟法の問題です。刑事訴訟法における公訴時効の問題です。どの時点から時効が進行するかの問題です。政治家、公務員の関連する事件では長時間捜査を行い、最終的に刑罰を科されない判断がなされる事件が多いです。それに対する国民からの批判が非常に多い。消滅時効の進行時がいつからか、現行法の規定が合憲かどうか。そういう問題があります。

社会的に批判があるのは2つの大きな事件ですが、数としては多いですが、だいたい文言として合憲かどうか、わかりやすい問題です。

3 憲法裁判所の事件類型

適用違憲について、憲法裁判所は、原則として、直接当局への審査、手続への審査はしない。法令の文言が内容として憲法の内容に従っているかどうか、法律の内容が憲法違反かどうかの観点から審査している。憲法裁判所におけるだいたいの事件は、法律が憲法に違反しているかどうかという観点から審査している。憲法に定めているのは、7つの機関と職務者に対して直接審査ができる。大統領とか国会議員、閣僚などです。それぞれの機関の権限者の運用に対する審査は非常に少ない。99.9%は法律が合憲かどうかという問題となっています。

近年は刑法、刑事訴訟法の改正により、違憲訴訟が数多く発生しました。憲法裁判所は、最初の段階で、判事が事件として取り上げるかどうかを判断しますが、事件として取り上げたものの、却下したものもあります。基本的には、刑事法の問題は人権にかかわる問題といえます。行政処罰法、行政手続法が制定され、当該事件が行政裁判所に所属するのか刑事裁判所かという問題も生じました。そういう訴訟も起きました。理論的問題であるので、憲法裁で扱っているのは刑法と刑事訴訟法の事例です。

4 違憲訴訟の多さ

モンゴルで法令違憲判決が多いのは岡先生のご指摘のとおりです。モンゴルの場合、憲法裁判に関する法律、憲法裁判所手続法、憲法裁判手続規則の法律で憲法訴訟をやっている。これらの法令の内容に関して、憲法裁が判断する。他国と比較すると特徴が2つある。憲法裁には3つの方法で事件を起こすことができます。国民から情報提供、国民が申し立てる、行政機関の要請というものです。そのうち、権限者、行政機関の要請で訴訟提起するのは1%もありません。多くは、国民からの情報提供と、国民の申立てです。情報提供と異議申立ての違いは、前者は、直接個人に関連しない公益がある場合、後者は直接個人に関する問題である点です。なぜ、モンゴルの憲法裁の事件数が多いのかというと、3つの方法のうち、国民の公益訴訟と、自身の救済申立ての件数が多いからです。そして、訴訟の手続を詳細に公開している国があまりないのが実情であると思いますが、モンゴルではこれらの手続を広く国民に公開している。その結果、国民による訴訟提起が多いものと考えられます。

もう1つは、審査に手続について、まず5人の裁判官の小法廷で違憲審査を行い、そこで違憲という結論であれば国会で審議することとなり、国会で憲法裁判所の結論を受け入れるかどうか判断し、受け入れられない場合は、7-9人の判事の大法廷が行われて最終判断されます。

小法廷と大法廷の審査はそのまま憲法に規定していますから、憲法規定が改正されない限りはその運用は変更できません。しかし、先ほど申し上げた3つの方法については具体的内容を憲法に定めていません。これから、これらの手続に関する法改正が議論になると思われます。私が持っている情報では、憲法裁判所に関する法律、憲法裁判所の手続法の改正について、法務内務省で検討会が設立され、議論されていると聞いています。しかし、憲法裁判所ではこれら法改正にはかかわらず、意見も出さない方針です。

また、私が得た情報では、国際シンポ等でも議論されていますが、基本的人権に対する審査について、直接憲法裁判所が審査すべきであるといった議論がされています。ですから、今後、おそらく憲法裁判所の事件の制約というよりは、事件数がもっと増える、事件を起こす方法も増えていくという懸念があります。

以上

法曹協会

インタビュー

Jolbars（モンゴル法曹協会事務局長）	2022.1.31（月）10:30-11:00
-----------------------	-------------------------

1 弁護士法改正の影響

モンゴル法曹協会は2012年に制定された「法律家に関する法律」に基づき、2013年に設立され、役割を果たしてきました。モンゴル法曹協会には様々な役割があるが、司法試験を実施し、法曹協会に登録し、最高裁に登録して弁護士として活動できるようになっていました。昨年の法改正で、司法試験合格後に弁護士会が開催する弁護士試験に合格して弁護士登録する制度に変更されました。法曹協会のいくつかの役割が弁護士会に移りました。弁護士の責任の問題も、弁護士法制定に伴い、弁護士会に移管された。基本的には、司法試験実施と、弁護士の懲戒権という2つの役割が弁護士会に移管されました。

2 法改正による弁護士の関わり

こういった改正によって弁護士との関係が変わりました。法曹協会から弁護士会にいくつかの役割が移転したことで、以前は法曹協会に保存されていた資料等は弁護士会に移転しました。弁護士の名簿、記録、懲戒記録等を先日弁護士会にすべて引き渡しました。

また、司法試験を受けて弁護士になれていた制度が変わり、弁護士試験が上乘せされたことで制度が変更されました。今後は弁護士会が独自に弁護士試験を実施することとなっています。

3 法曹協会として、日本弁護士連合会との友好協定についての見解

弁護士法が制定され、昨年は裁判官の法的地位に関する法律も制定されました。法律家の法律も改正しなければならない状況です。現在、法改正案が提出されて議論しています。日本弁護士連合会始め他の国際機関との協力関係については、法曹協会は以前どおりの役目を担っており、したがって、以前と同じく協力関係を続けていきたいと思えます。現在のところ、日弁連から法曹協会への情報提供は全くないと聞いています。担当者のメールをお知らせするので、日弁連にもお伝えください。今後は継続して連絡を取りたいと思えます。

そして、先ほどの回答に加えたいですが、現在もモンゴル法曹協会の会員として、すべての裁判官、検察官、弁護士、公証人が加入しており、6,000人のメンバーがいます。以前と同じく日本の弁護士会との協力関係を続けるのに全く問題はありませぬ。また、岡先生のご理解のとおり、研修なども充実しておりますし、今後も実施してまいります。研修、大学の認定、司法試験等を通常どおり実施していますので、日弁連その他の国際機関との間での協力関係を維持するのに何の問題もないし、引き続き継続していきたいと考えています。

4 ビジネス関連の法令についての現在の注目事項

モンゴル法曹協会からは、外国人、外国投資家に対して定期的に法律相談を提供しています。本年度3月末までに、外国投資企業、外国投資企業に関する発表会、セミナー、研究会を企画し

ています。今後も、モンゴル法曹協会から外国投資家向けの事柄を実施したいです。日本大使館や岡先生に近いうちに、アナウンスを正式に出します。発表会のほかにもセミナーや研究会を開催します。在モンゴル日本大使館や日本国法務省その他の機関と協力することは当方としても希望するところです。

法曹協会では、以前からすべてのモンゴルの弁護士会、裁判官協会等の研修を認定しています。こういった研修等を、日弁連などと共同で開催できれば歓迎します。いままでは双方の交流があまりありませんでしたので、今後は相互に連絡していただければありがたいです。

岡先生がおっしゃるとおり、法曹協会は、モンゴルにおいて活動しているすべての法律家のための協会として、法律に定められた役割をこれまで10年近く行ってきており、今後も同様に、継続的に活動していくことは明らかです。今後も引き続き、モンゴルの法曹を代表する団体として活動を続けます。

以上

弁護士会

インタビュー

Jadamba（ウランバートル市弁護士会会長）	2022.1.28（金）11:00-11:30
-------------------------	-------------------------

1 執行の問題

（1）執行制度の問題

制度の問題ですが、刑事の判決執行率は100%ですが、民事行政事件は70~80%は執行できない。判決が担保されていない。法務内務省から改正の動きがあり、法律家でも議論されています。具体的には、制度上、行政機関に執行機関を置いていることとなっていることから、民事、行政事件が執行できない状況です。

法務内務省の議論では、執行機関を裁判所の所属にする。つまり、裁判官が事前に判決の保全を考え、判決内容を解釈し、執行するための措置を取るような制度とすることが考えられています。裁判所が執行を担当すべきでないかとの議論が行われています。アジアでは、韓国の民事執行制度が有用であるのではないかと指摘されています。韓国では民事事件の執行率は90%であるとの調査があるからです。

特にビジネス世界では、速度が重要であり、長時間かけて判決を出してもらっても執行の期待ができず、執行にも長時間かかるということが不利益であると考えられています。2021年には、強制執行制度成立100周年であったので、多数のシンポジウム・研究会が実施されました。学者、法務内務省、執行機関からも色々な提案がなされているところです。執行制度を改正すべきであるとの提案が出ています。

（2）強制執行について、当事者からの申立ての問題

強制執行当事者からの異議申立ての問題があります。執行者に対して執行異議があると、強制執行が中止し、長時間中断します。結果、強制執行がうまくいかない現状があります。第三者の財産の保障・担保がなされていたとき、第三者から異議が出て、紛争当事者と同様に扱われるという問題もあります。

2 行政機関の責任

行政機関の関係については、私が考えるに、外国投資企業に対し複雑な手続となっている原因として、行政機関の相互関係及び情報交換の問題が大きいと推測します。例えば、外国投資会社の投資家がビザを申請する際、入管で投資家ビザ申請をするわけですが、法人登録局、税務署、社会保障機関、経済開発省等の証明書を原本で提出することが必要となります。これらは、国家の行政機関間の情報交換を行うことで、シンプルな手続とできるのであるが、現状は行政機関が縦割りで書面をそれぞれ求めている状況です。それにより手続が複雑になっています。さらに法律の定めがないのにそれぞれ機関で機関内の規則を定めていますし、その公開もありません。相互関係性もないので手続が困難となっています。

3 弁護士制度の改正

(1) 弁護士法改正

弁護士法は、2019年10月に制定され、2020年から施行されています。弁護士法を制定する必要性は、全県の弁護士から意見を聞き取り、事実調査、訴訟手続の調査を行い、その結果、弁護士法が必要であるという結論となりました。弁護士の権利と義務、弁護士の権利保障を明確に定めた点が重要です。以前は、刑事事件で証拠を要する場合には裁判官の命令により行政機関から証拠を出してもらっていましたが、現在では、弁護士が独自に証拠請求できるようになりました。

弁護士法制定前、様々な手続法において弁護士の権利義務が定められていました。たとえば、警察官が自分で誤った法解釈をしたりして問題が生じていました。弁護士法で権利、義務、保障が明確になったので、法執行機関の職員が勝手に法解釈することがなくなりました。それらが弁護士法の主な内容と意義だといえます。

弁護士活動の保障は、弁護士だけの問題ではなく、憲法で保障される国民の権利を保障することです。弁護士法の意義は、国民のための法的サービスの提供です。

(2) 弁護士試験の実施

弁護士試験に関しては、その必要性を指摘したいと思います。弁護士法制定前は、司法試験に合格し、法曹協会に登録されて最高裁に登録されたら弁護士活動ができました。裁判官、検察官が懲戒処分等で解雇された人が法律家の資格だけで最高裁に登録され、弁護士をしていました。これは問題であるということとなりました。懲戒解雇されたら弁護士になれない、ある程度の期間を置いて弁護士試験を受けるべきであることなどを決めました。ケース問題や、倫理的試験を行い、総合的に弁護士としてふさわしいか確認して弁護士になれるように改正しました。弁護士試験に関しては、弁護士法が制定されてから弁護士委員会が設置され、同委員会で40程度の規則を定める必要があるとされています。この弁護士委員会が2020年10月に設立され、40程度の規則を次々と決めました。その一つに弁護士試験開催規則があり、2021年11月に制定され、2022年1月、法務内務省に正式に登録されました。これにより、今後は、弁護士会で弁護士試験を開催する法的環境が整ったといえます。それに伴って、今年の春くらいには弁護士試験が開催できると考えています。開催1か月前には試験日を告知するので、近いうちに告知がなされるはずですが、オンラインで試験を開催する場合には、システム等の問題があり、ほかの行政機関と協力するか、弁護士会独自に行うかという技術的問題を改善すれば早速弁護士試験が開催されると思っています。

(3) 弁護士会の組織

弁護士法改正で、弁護士の強制加入団体となった点について、その必要性は絶対にあるべきであると考えています。一部の弁護士が強制加入制度は不要であると批判していますが、一部の専門協会、裁判官、検察官なども強制的にその分野の委員会に入っています。弁護士会もそ

の一つと思われます。強制加入とすることで、全体的に弁護士の権利を守る意味があります。弁護士は、法曹協会と弁護士会2つに所属する必要が生じて、二重の会費負担をすることとなりますが、その会費負担は最大でも200 USD だけの話ですので、問題はないと思っています。

(4) 今後の弁護士会の取組

弁護士会の計画では、今はコロナにより外交関係が制限されているが、今後は外交関係を重視したいと考えているという情報があります。

国内的には、手続法に関する弁護士の権利義務の改正、強制執行法に関する提案などを積極的に行うことを考えています。

以上

インタビュー

ソヨンボ法律事務所

Soyombo Legal Partners 法律事務所 Altansukh（弁護士）	2022.1.31（月）10:00-10:30
------------------------------------------------	-------------------------

1 モンゴルの法制度についての問題点

とりあえず、弁護士法に関する個人的見解を示します。

弁護士法に関しては、私の理解では全弁護士が賛成していると思います。しかし、弁護士以外の法律家、公証人などからは、弁護士法に対して批判する立場もあります。

私は、この問題は、法曹協会と弁護士会は別の役割のある独立した機関とみるべきであり、そこから弁護士法の必要性が認められると考えています。なぜなら、弁護士には特殊な特徴があり、訴訟手続における権限、弁護士の保障など、弁護士は独立した立場を確保する必要があるからです。この点、法曹協会は、弁護士でない他の法律家の権利を保障するという点では重要ですが、弁護士会と法曹協会を分けて考える必要があると思われまます。

私の個人的見解では、今後は法曹協会が独立性を保つ問題があると思います。私の得ている情報からは裁判官が法曹協会から離脱しようとしており、検察官も今後は離脱するという情報があります。法曹協会の今後の運営に問題が生じる可能性はあります。

司法試験、専門責任委員会の活動という2つの重要な法曹協会の活動がありますが、その委員会の中に弁護士は入っておらず、裁判官、検察官が入っています。弁護士に対する責任を課す場合、国家の立場で考える傾向にあると思います。裁判官や検察官が専門責任委員会になって、個人的な意思で気に食わない弁護士に対して懲戒責任を課するような傾向にあるとも言われています。親しい弁護士に依頼して、特定の弁護士を懲戒させるような可能性もあるから、そのような点について、弁護士会は、独立して客観的な運用をするべきであると思います。

個人的には、弁護士会、法曹協会どちらかをなくすべきとは思いませんが、それぞれの独立性、役割を区別して、弁護士もほかの法律家も、その役割分担を理解して運営していく必要があると思います。

2 外国人の依頼者が理解すべき点

うちの事務所の依頼者には、外国企業や外国人の刑事事件が多くあります。個人的見解を申し上げますと、外国投資家、企業が投資する際には、モンゴルの法制度のうち、重要な部分については、理解しておく必要があると思います。モンゴルの法制度や事情が分からず、誰かと知り合いになって、個人的にお金を渡すような事情が多いです。投資先についての情報を知らず、最終的に騙される事件が多いです。鉱物資源のライセンスを買い取る事件を考えると、鉱山のライセンスだけを信じて投資しても、ライセンスが無効であるとか、資源がないとかいう事件もいくつかありました。進出前に、専門家の弁護士に依頼して、事前に法的に妥当かどうか、意見を聞いたたり、調査してもらったりすることが必要であると思います。

そして、法律的には、岡先生もご存知のとおり、投資法があり、その法律では国内投資家、外国投資家に関わらず、同じ基準を定めています。法律的には外国人投資に差別的な面はないので、法律的な問題というよりは、投資家が相手や投資分野を十分に調査して投資すべきであると考えています。もちろん税金、配当を送金する際に20%の税率などに国内外の投資家で違いがありますが、それらは差別的な扱いということではなく別の観点からの規制であると思っています。

信頼できる弁護士に相談するためには、個人的経験からは、弁護士の経験、背景を調べた上で選ぶべきであると思います。弁護士法が制定されてすべての弁護士情報が法務内務省、弁護士会のWEBに掲載されています。とりあえず、経験年数や専攻分野を調べ、いくつかの弁護士から見積りをもって信用性のある人を選ぶべきでしょう。

会社・法人登録については、株主、住所等は公開されているので、それらを調べた上で、弁護士の経験、業務提供していたかどうかを調べて、その弁護士を選ぶ必要があります。例えば、我々の事務所では100件以上の外国人依頼者の経験があるので、相談されればそれらの情報を提供しています。

先ほどの質問に1つ追加です。依頼者である日本企業について注意すべき点は、一般的には、元々行政機関で勤務していた職員が退職後、法律家の資格で、外国人に対して弁護士として仕事をしていることが少なくありません。モンゴルの制度としては、法律家資格と弁護士資格が別であり、法律家には弁護士資格がないので、きちんと、弁護士会や法務内務省のリストを見てください。

以上

インタビュー

Snowhill 法律事務所

Snowhill 法律事務所 Bilegsaihan（パートナー、弁護士）	2022.1.31（月）11:00-11:30
------------------------------------------	-------------------------

1 最近扱った日本人の事件

弊事務所でそれほど多く扱っているわけでもないが、最近大きな事件としては、すでに公開されていますが、***で、支配的地位を濫用した競争法違反事件についての訴訟を代理しています。2つの事件があります。小さい事件はいくつかあります。

2 その他の事件

小さい事件としては、日本投資のノンバンクの相談が多いです。例えば、貸付金を返済しない、訴訟しても強制執行には時間がかかるといった相談があります。それら以外にも、日本のごみ処理場がモンゴルで不動産を借りるときの注意点とか、外国投資企業の使用権だけがあるのはなぜか、占有権を設定されている土地を買い取るときなぜ料金を払うのか、占有権のある土地をリースする際の問題であったり、訴訟であったりなどがあります。

3 日本人が理解すべきこと①何でも聞くな

モンゴルの法制度について、日本人が理解すべきことについていえば、最初に、我々の依頼者の例からみると、3つに分けられると思います。

1つ目は、欧州、アメリカ系の投資家は、最初の段階から顧問弁護士から法律アドバイスを受けて段階的にやるべき投資をしているように見えます。2つ目は、うちの事務所では韓国の依頼者が多いですが、彼らは、事後的な相談が多いです。投資する際には事前の法律相談はしない傾向にあります。そして、自分で勝手に投資をして、問題が出たら弁護士に相談するという感じです。3つ目として、日本の投資家については、細かすぎると思います。日本の法制度は何をするべきか、リスクに対してどう対応するかなどの法的規制が詳細ですが、モンゴルはそうではありません。日本に比べて規則・ガイドラインが少なく一般的な法律しかないので、問題に回答できないことが多いのです。日本人は、一般的には、細かすぎて訴訟などに時間がかかってしまいます。訴訟するような場合には、準備段階から始まり、段階的に次々と質問がなされます。我々としては、モンゴルの法制度にないものは回答できないわけですが、回答不能であるということが、日本人には否定的に映るようです。そのようなやりとりの経緯が、結局は、訴訟手続に影響することが多いと思います。注目していただきたいことは、日本人はあらゆるリスクを考えて進める傾向にあるが、それは必ずしも適切ではない。モンゴルの特徴を考えて柔軟にすべきであるということです。

問われた質問に「はい」と回答しても、「いいえ」と回答しても、ではそれなら次どうするかと延々と尋ねられていては、我々は時間的にも手続的にもたいへんですし、結局その結果として

訴訟で不利になることがある。モンゴルの事情を調べて、モンゴルの法制度や弁護士にも柔軟に対応すべきであると強く思います。

4 日本人が理解すべきこと②セカンドオピニオン、サードオピニオンに振り回されるな

さらに、1つの点を加えたいのは、特に日本人、日本企業は、1つの事務所や弁護士に相談するだけでなく、他の弁護士にも相談している点です。それで、各弁護士の見解について質問がなされる。我々はできるだけ調べて相談に回答しているが、時間的にも、相互の信頼からも、すれ違いが生じる可能性があると思います。アメリカやオーストラリアの投資家は1つの事務所に相談したら、その弁護士を信頼して手続を進めるが、アジア系の投資家は、1つの問題について、何人かに相談する点があると思います。

5 弁護士の依頼のコツ

弁護士の依頼の仕方について、日本人や日本企業はモンゴルで弁護士を選ぶときに2つのタイプがあると思います。

1つ目のタイプ。弊事務所の依頼者の経験からは、我々の事務所のWEBを良く調べていると思います。弊事務所のWEBサイトにはたくさんの情報があるので、そこから調べて依頼するというものもあるし、大使館を通じて紹介されることがあります。

2つ目のタイプ。モンゴルで経営しているほかの事業者や日本人からの紹介があります。弊社事務所では、別のクライアントからの紹介で依頼されるという事例が少なくないです。通常は、依頼者が日本人であっても、依頼した弁護士に騙されるようなことはあまりないように思いますが、そのような事例がある場合は、個人の弁護士に直接依頼することが原因ではないかと思えます。

弊社事務所は、49人の弁護士とスタッフがおり、迅速に様々な言語で対応し、いろんな経験が豊富ですから、そのような見積りが高くなる傾向にあります。事例は少ないですが、見積りが大幅に高いといって断られることもあります。しかし、安い金額で受任している規模の小さい事務所では、信頼性などに問題があることもあります。

我々は信頼性が高いという特徴があるわけですから、そのような見積り金額になってしまいます。報酬が高い＝信頼性が高いというわけではないが、報酬も一つの視点であると思います。

弁護士の経験、数、チーム、それらの情報を調べてから、良い弁護士を選ぶ必要がありますし、そうすれば失敗も少ないと思います。

6 日本の投資家が注意すべきこと

日本人投資家だけでなく、誰でもそうですが、会社法、法人登記、税法の一般的知識が必要です。これらは当然ですが、私は、モンゴルの法制度でもっとも問題であると考えているのは、手続法です。実体法に権利が定められていても、手続になぜ時間がかかるか、執行できないのはなぜかといった問題があります。法律には、例えば民事事件の第一審は60日以内に終結する。ただ

し、一度だけ30日延期ができると定めているが、なぜ訴訟に2年も3年もかかるのか。法律が現実に合致していないので法改正も必要だと思います。

外国人投資家が紛争になって訴訟をするようなときは、弁護士などがそのような事情をきちんと説明すべきであると思っています。法律にこう書いているという回答だけでなく、事実上もっと時間がかかるとか、問題があるとかいった点を説明すべきであると思っています。

多くの弁護士は、外国人投資家からの質問に対して、「法律はこうなっている。」と回答しているが、「事実上は違う。」ということについても、きちんと弁護士は説明すべきと思っています。

以上